

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは依存症対策全国センター（NCASA）のホームページをご覧ください。

依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>



GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】

046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会

03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】

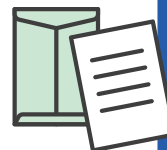
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会

090-6737-8665

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。



※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。

お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル **0570-051-051**

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル **0120-540-558**

TEL（携帯電話から） **03-3214-5020**



全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



バイオマス
使用部位：印刷インキ
No.000000

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

家計のお悩み

してみませんか？
相談



肩代わり・借金・ローン・
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など

借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、
ヤミ金融には絶対に
手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国(財務局)・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、給与ファクタリング、後払い(ツケ払い)現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php



ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることがあなたの情報を
与えることになります。

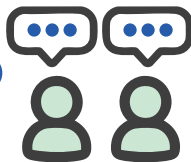


もし被害にあったしまったら一人で悩まず、
まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、

日本貸金業協会 都道府県庁の相談窓口
消費生活センター 警察

などにすぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも
多重債務問題について
掲載しています。

金融庁 多重債務



<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/>



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

関東財務局 甲府財務事務所 月～金 8:30～17:00	055-253-2269
山梨県県民生活センター 月～金 8:30～17:00	055-235-8455
消費者ホットライン ※お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の 消費生活相談窓口をご案内します。	188
(公財)日本クレジットカウンセリング協会 月～金 午前10:00～12:40 午後 14:00～16:40	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル 月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00	0570-078374
山梨県弁護士会 法律相談センター 火・木 午前10:00～12:00 月～金 午後 13:00～16:00	055-235-7202
山梨県司法書士会 月～金 9:00～17:00	055-253-6900

事業者向け相談窓口

法テラス・サポートダイヤル 月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00	0570-078374
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付、面談による相談 ※地域により無料相談実施状況が異なりますので、 お電話の際にご確認下さい。 月～金 午前10:00～12:00 午後13:00～16:00	0570-001-240
山梨県司法書士会 月～金 9:00～17:00	055-253-6900

法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、収入や資産が一定基準以下であるなどの条件を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

市区町村の相談窓口

甲府市	甲府市消費生活センター	055-237-5309
富士吉田市	富士吉田市消費生活センター	0555-22-1577
都留市	市民部 市民課 市民窓口担当	0554-46-0170
山梨市	商工労政課 商工労政担当	0553-22-1111 (内線2363)
大月市	市民生活部 市民課 生活環境担当	0554-23-8023
韮崎市	商工観光課 商工観光担当	0551-45-9158
南アルプス市	南アルプス市消費生活相談窓口	055-282-7323
北杜市	総務部 総務課 総務担当	0551-42-1311
甲斐市	甲斐市消費生活センター	055-276-5002
笛吹市	笛吹市消費生活センター	055-261-0324
上野原市	市民部 生活環境課 生活環境担当	0554-62-3114
甲州市	市民課 市民協働推進担当	0553-32-5068
中央市	総務部 総務課 総務行政担当	055-274-8511
市川三郷町	産業振興課 商工係	055-240-4157
早川町	振興課 観光担当	0556-45-2516
身延町	観光課 観光商工担当	0556-62-1116
南部町	総務課 総務係	0556-66-3401
富士川町	産業振興課 商工振興担当	0556-22-7202
昭和町	企画財政課 企画情報係	055-275-8154
道志村	産業振興課 商工観光担当	0554-52-2114
西桂町	総務課 総務係	0555-25-2121
忍野村	観光産業課 商工観光係	0555-84-7794
山中湖村	村民生活環境産業課 産業振興係	0555-62-9978
鳴沢村	企画課 商工観光係	0555-85-2312
富士河口湖町	政策企画課 広報統計係	0555-72-1129
小菅村	総務課 消費者行政担当	0428-87-0111
丹波山村	住民生活課 消費者行政担当	0428-88-0211

※その他の市町村でも相談を受け付けています。

司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務について相談に応じることができます。認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以下であれば、代理人として任意整理等の交渉をすることができます。